

更別村農業委員会議事録

令和2年 第9回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和2年 9月25日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和2年 9月25日 (13時25分開会、15時15分閉会)

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 (出席12名、欠席 0名、遅参 0名)

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	河 瀬 達 也
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 恵 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

5番 川上委員 6番 河瀬委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 河原 崇行
村産業課 産業課長 本内 秀明

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第4号 農地の使用貸借の合意解約の通知について
- 報告第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)
- 議案第1号 現況証明願について
- 議案第2号 職権による地目変更登記の通知について

- 議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について
議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見について
議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

- ① 令和2年度各種研修会の開催中止のお知らせについて
- ② 十勝農業委員会連合会の今後の事業実施への対応について
- ③ 農業委員会組織による「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集について
- ④ 農地パトロールに伴う地目の確認について
- ⑤ 令和2年第10回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。若干早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今から令和2年第9回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 どうも皆さんこんにちは。第9回の定例会ということで、定刻前にそれぞれお集まりいただきまして、ありがとうございます。

9月に入り、一時猛暑の日もありましたが、それ以外は概ね不順な天候が続いており、豆類については品物の品質が低下しており芳しくない状況にあります。また、収穫作業も遅れていて、何かと気ぜわしい毎日を送っていると思います。

本日ですが、報告5件、議案7件となっておりますが、それぞれ慎重審議のほどお願い申し上げ、開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。5番 川上委員、6番 河瀬委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは早速議件の方へ入らせていただきます。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。8月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありました。この件について何かご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について

【議長】 次に、報告第2号、農地転用許可後の工事完了報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地転用許可後の工事完了報告について説明致します。
本年5月に農地法第4条の規定により許可した農地転用につきまして、工事完了報告書が提出されましたので報告をするものです。
(報告案件朗読)
議案資料をお願い致します。資料1頁になりますが、工事完了報告書の写を付けております。

現地確認につきましては担当委員をお願いしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた及川委員の方より報告お願い致します。

【及川委員】 本日9月25日、現地確認してまいりました。すでに工事完了して機械も格納庫に入って、使用されている状態でありましたことを報告します。

【議長】 ただ今それぞれ報告がありました、これを含めて何かご質問があれば
お願い致します。
(質疑等無)

【議長】 よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進めさせていただきます。報告第3号、農地法第6条第1
項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致しま
す。

【事務局長】 報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期
報告について説明を致します。8月の総会議案の調製以降、2件の法人か
ら定期報告書の提出がありましたので報告をするものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今2件の報告がありました、この件につきましてご質問あればお願
いします。
(質疑等無)

【議長】 よろしいですか？
(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地の使用貸借の合意解約の通知について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地の使用貸借の合意解約の通知
について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明致します。
こちらは任期替え後新たに出てきた案件となりますので、先に法令等の
説明をさせていただきます。右上に「資料 議件説明用」と書かれた1枚
物の資料をご覧ください。

「1. 報告第4号 農地の使用貸借の合意解約の通知」と、あとのほうで
出ます「議案第3号 合意解約の成立状況確認」について、黒丸の一つ目、
農地法第18条第1項とあります。「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者
は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入
れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をして

はならない。」とされています。これらの行為を行う場合は知事の許可が必要なのですが、続きで「ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。」とあり、これから説明する内容に合致していれば知事の許可を受ける必要がないことになっています。

(1)は省略。

(2)合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前6月以内に成立した合意で、その旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合…例えば、本日8月18日に土地の引渡しを行う場合、合意解約が今年の2月18日以降に成立していれば知事の許可は不要です。

(3)から(6)は省略。

続いて黒丸の二つ目、同法第18条第6項ということで、こちらが議件に該当する条項です。「農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第1項ただし書きの規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならない。」

先ほど説明した引渡しの6月以内の合意解約をしたときは、知事の許可は要らないけど農業委員会へは通知しなさいという内容になっています。

これらの規定は賃貸借についてのもので、親子間の経営移譲の際に交わされる使用貸借については特に規定はありませんが、賃貸借に準じて取り扱いをしており、使用貸借は報告案件、賃貸借は議決案件としています。

議案をご覧ください。これに基づいて、8月定例会議案調製以降に使用貸借の合意解約が成立した旨通知があった分を報告するものです。議案のとおり、1件の合意解約が成立し通知があったところです。

(報告案件朗読)

補足ですが、解約後は改めて農地法第3条の許可申請が出されております。

【議長】 ただ今合意解約の報告がありました。この件につきましてご質問があればお願いします。

(質疑等無)

【議長】 よろしいですか？

(「はい」の声)

(5) 報告第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局】 報告第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

8月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借1件のあっせんが成立しております。

(報告案件朗読)

【議長】 それではただ今説明がありましたが、あっせん委員長を務められました及川委員より報告お願い致します。

【及川委員】 8月19日にあっせん委員会を行いました。九々委員、日崎委員、岡委員そして私で、私が委員長を務めて行いました。特段問題なく書類あっせんでは終わらせていただきました。内容は先ほどの説明通りです。

【議長】 ただそれぞれの報告を受けて、ご質問があればお願いします。
(質疑等無)

【議長】 よろしいですか？
(「はい」の声)

(6) 議案第1号 現況証明願について

【議長】 それでは報告事項は終了となります。これより議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局】 議案第1号、現況証明願について説明致します。2件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

1件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。2頁、3頁に願出地の図面を付けております。

こちらは、5月の定例総会で説明しました、平成24年に現況証明で処理して地目変更登記がされていなかった土地の残りの箇所になります。今回は登記がなされるまで確認をしていきたいと思っております。

2件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。4頁に願出地の図面を付けております。

現地調査につきましては、それぞれ担当委員を含む3名の委員にお願いをしております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、まず1件目、地区担当の河瀬委員の方より報告お願い致します。

【河瀬委員】 本日9月25日午前、大地委員、川上委員とともに現地を確認してきました。資料にあるとおり、この普通畑については原野といいますか雑種地と
いいますか、そういう今の状況だという事を確認して参りました。

【議 長】 ただ今の河瀬委員からの報告も含めて、この件につきまして、ご意見ご
質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議 長】 いかがでしょうか、この件について、証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは証明するものといたします。次に、委任者がAさんの件でござ
います。この件につきまして、現地確認いただいた岡委員の方より報告お
願い致します。

【岡委員】 宍戸委員、九々委員と3名でAさんの住宅地、雑種地を確認してまいり
ました。

【議 長】 確認はいつでしょうか。

【岡委員】 9月18日です。

【議 長】 ただ今報告がありました。この件について、ご意見ご質問があればお
願い致します。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この願出に対して証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは証明するものと致します。

(7) 議案第2号 職権による地目変更登記の通知について

【議 長】 議案第2号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致しま
す。

【事 務 局】 議案第2号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。
議件説明用の資料をご覧ください。「2. 議案第2号 職権による地目変
更登記の通知」になります。

議案第1号の現況証明とは逆のケースとなります。現況は農地ですが、土地登記簿の地目が農地以外の地目となっているものについて、不動産業者等が農地法の規定による許可を受けないまま所有権移転登記を行う事例が発生していたことから、このような違反行為を原因とする登記を未然に防止するため、農地について現況地目と土地登記簿の地目とを一致させる措置を講じなさいとの内容です。

※印ですが、この通達に基づき、既に現況が畑である土地については農業委員会が職権で地目変更の登記を法務局へ通知できることになっています。

議案をご覧ください。ただ今説明したとおり、公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に対し職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願うものです。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。5頁に図面を付けております。

現地調査につきましては、担当委員にお願いしております。

【議長】 只今の報告を受けて、担当委員の岡委員の方より報告お願い致します。

【岡委員】 Aさん、9月18日に見たところ、現状は畑で利用されておりました。

【議長】 只今それぞれ報告がありましたが、それを踏まえて、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

(意見等無)

【議長】 よろしいですか？それでは、この内容で確認したことといたします。

(8) 議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 議案第3号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局】 議案第3号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。先ほどの合意解約についての説明のなかで議決案件としていた賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

1件目、(議案朗読)

2件目、(議案朗読)

3 件目、(議案朗読)

4 件目、(議案朗読)

なお、Bにつきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございますので、一時退室をお願い致します。

【議長】 この度 4 件の合意解約の申し出がありました。1 件ずつ進めてまいります。1 件目、賃貸人 C さんの農地であります。この件につきまして、ご意見、ご質問等あればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で、解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 承認するものと致します。

【議長】 次に 2 件目、賃貸人が D さんの農地であります。この件につきましても、ご意見、ご質問等あればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければ、合意解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 承認するものと致します。

(B 退室)

【議長】 それでは賃貸人 E さんの農地であります。この件について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければ、この合意解約を承認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは承認するものと致します。

(B 入室)

【議長】 それでは4件目に入ります。賃貸人Fさんの農地であります、この件について、ご意見、ご質問あればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で合意解約を承認してもよろしいでしょうか？
〔「はい」の声〕

【議長】 それでは今回4件の合意解約を全て承認するものと致します。

(9) 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局】 議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明致します。所有権移転、利用権設定各1件の申請について許可してよろしいか審議をお願い致します。なお、1件目につきましては所有している全ての農地を相手方に処分するものでありますので、図面の添付を省略させていただきます。

1件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。6頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、7頁左下から右上の表に譲受人及び世帯員が有する現在の経営面積が載っており、下限面積の2haに達しております。続いて7頁右下の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、8頁右側「10 周辺地域との関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って2件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。9頁に申請地の図面をつけております。花園町の国道沿いの畑になります。10頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、10頁右下から11頁左上の表に借主及び世帯員が有する現在の経営面積が載っており、下限面積の2haに達しております。続いて11頁左下の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、12頁右側「10 周辺地域との関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがない

か、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員及び隣接委員にお願いをしております。

【議 長】 ただ今2件の許可申請がありました。まず資料に目を通していただく前に、担当委員からそれぞれ報告を受けてから、お目通しいただきたいと思っております。まず1件目、譲渡人Gさんの件であります。この件につきまして、現地確認いただきました小野委員より報告お願い致します。

【小野委員】 9月23日に現地を確認してきました。山林、雑種地なども畑になっており、耕作しておりました。

【議 長】 次にHさんの農地の件につきまして、現地確認いただきました九々委員より報告お願い致します。

【九々委員】 9月19日に現地確認してまいりました。現況はジャガイモが植わっている畑として使われていることを確認してまいりました。

【議 長】 ただ今2件のそれぞれ現地確認の報告がありましたが、これより資料の6ページから15ページまで、しばし時間を取りますので、資料の方に目を通してください。

(各委員申請内容確認)

【議 長】 いかがでしょうか、凡そ目を通していただけたでしょうか？
それでは、1件目について、譲渡人Gさんの件であります、この件につきまして、何かご意見、ご質問があればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議 長】 なければ許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものと致します。

続きまして、2件目について、貸主Hさんの件であります、図面で国道に面して斜線を引いてある区画になると思われ、その中にはすべての地番は載っていませんが、この辺ということでご理解していただいて審議をしていただきたいと思っております。それを踏まえて何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議 長】 よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それではHさんの農地につきまして、許可するものと致します。

(10) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議 長】 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局】 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等1件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

（議案朗読）

以上、集積計画に登載するためのものであり、基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議 長】 ただ今の説明を含めて、ご意見ご質問があればお願いします。
（意見等無）

【議 長】 なければ村から求められた農用地利用集積計画について、決定してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(11) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見について

【議 長】 次、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見について説明お願い致します。

【事務局】 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見について説明致します。

1枚物の議件説明用資料の裏面をご覧ください。

農地中間管理事業については、農地中間管理機構、北海道では北海道農業公社になりますが、公社が所有者から農地を借受け、公簿に応募した借

受希望者の中から選定した借受者に対して農地を貸し付ける事業です。農地の貸し主には経営転換協力金が交付されます。

3. 議案第 6 号とあり、一つ目の黒丸、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項「農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を行おうとするときは…農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。」とされています。

続いて二つ目の黒丸、同法第 19 条の第 1 項から第 3 項まで記載しています。

「第 1 項 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。」

「第 2 項 農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し…農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。」

「第 3 項 市町村は、前 2 項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」ということで、これらの規定に基づき更別村から次の 1 案件に係る農用地利用配分計画（案）についての意見を求められましたので、審議願うものです。

（議案朗読）

以上の農用地利用配分計画（案）に対し、2 に記載のとおり、既に安定的な農業を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことなく、当該農用地に隣接及び「人・農地プラン」、こちらは農業者が話し合いにより今後の地域の中心となる経営体や地域における農業の将来のあり方などを明確化する計画で、平成 24 年から各区ごとに定めているものですが、そちらに基づく区域内で農業経営を営んでいる担い手が、効率的かつ安定的な農業経営を目指していける農用地利用配分計画（案）となっていると認め、その旨を当農業委員会の意見として更別村へ提出してよろしいか、審議をお願い致します。

【議 長】 ただ今事務局から説明がありましたので、この件につきまして何かご意見ご質問があればお願い致します。

（意見等無）

【議 長】 なければ村から意見を求められました農用地利用配分計画について意見を付してよろしいでしょうか？

（「はい」の声）

【議 長】 それではこの方向で進めていただきます。

(12) 議案第 7 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議 長】 次、議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局】 議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。賃貸借5件、売買1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料16頁に申出地の図面を付けております。

こちらについては従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

2件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料17頁、18頁に申出地の図面を付けております。

3件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料19頁に申出地の図面を付けております。

4件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料20頁に申出地の図面を付けております。

5件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料21頁に申出地の図面を付けております。

6件目です。(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料22頁に申出地の図面を付けております。

【議 長】 今回、賃貸借5件、売買1件の農地のあっせんの申出がありました。それで最初の1件目のIさんの申し出地につきましては、従前と変わりませんので、書類あっせんを進めていいのかを含めて、このあっせんを行ってもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

※あっせん委員会の日程調整(現地調査有)

【議 長】 それではあっせん委員を選ばせていただきます。

まず1番目、本日定例会後の書類あっせんのあっせん委員ですが、及川委員、河瀬委員、塩田代理、小野委員。

次、2番目のJさんの申し出からCさん、Dさんまでを10月8日にし

て、Jさんの件が、福田委員、川上委員、九々委員、小野委員。

3番目、4番目が同じメンバーですが、九々委員、川上委員、塩田代理、福田委員。

4番目も3番目と一緒に、九々委員、川上委員、塩田代理、福田委員。

ここで塩田代理はJさんのところには入っていませんが、現地確認と一緒に同行していただき、最初だけ休んでいただきたいたいと思います。

そして次5番目、Fさんの申し出、6番のEさんの申し出については、宍戸委員、大地委員、岡委員、小野委員。

6番目、Eさんのあっせんについても、宍戸委員、大地委員、岡委員、小野委員に決めさせていただきたいと思いますが、いかかでしょうか。

【塩田代理】 自分はJさんの現地確認も？

【議長】 最初に現地確認をまとめてやるので、参加してもらって、Jさんのあっせんの時は休憩していただいて。

【塩田代理】 わかりました。

【議長】 それではその方向で決定させていただきます。

6. その他の協議状況

(1) 令和2年度各種研修会の開催中止のお知らせについて

【議長】 これよりその他へ移ります。まず1番目、令和2年度各種研修会の開催中止のお知らせについて説明お願い致します。

※資料23頁

(2) 十勝農業委員会連合会の今後の事業実施への対応について

【議長】 それでは2番目、十勝農業委員会連合会の今後の事業実施への対応について説明お願い致します。

※資料24頁～34頁

(3) 農業委員会組織による「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集について

※資料35頁

(4) 農地パトロールに伴う地目の確認について

地区ごとに資料を配布し、後日確認

(5) 令和2年 第10回農業委員会定例総会について

※第10回定例総会は、10月23日（金）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 それでは、第9回の定例会ですが、長時間にわたり審議いただきまして、ありがとうございました。

天候が悪く、恨めしい日々が続いております。農作業も遅れ気味ではありますが、どうか農作業事故等には遭わないように、それぞれ注意していただきながら作業を進めていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。